

2024 年 9 月 30 日

お客さま各位

宮崎太陽銀行

個人向けローンの金利改定について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
当行では、短期プライムレートの改定や市場金利の動向を踏まえ、個人向けローンの金利を下記のとおり改定いたします。

1. 改定日
2024 年 10 月 1 日（火）

2. 対象商品と金利改定幅

(1) 住宅ローン

金利種類	金利改定幅
変動金利	+ 0.15%
2 年固定金利	+ 0.25%
5 年固定金利	+ 0.10%
10 年固定金利	+ 0.10%

(2) 消費性ローン

マイカーローン・教育ローン・リフォームローン・トリプル 1 プラス
カードローン・キャンパスプラン・資産形成ローン・財活ローン・ワイドローン

金利種類	金利改定幅
変動金利	+ 0.15%
固定金利	変更ございません

3. 金利変更の仕組み

(1) 住宅ローン（変動金利）

2024 年 10 月 1 日における基準金利の変更に伴い、2024 年 12 月の約定返済日の翌日より改定後の新金利が適用され、2025 年 1 月の約定返済から新金利でのご返済となります。

また、ボーナス返済については、2025 年 1 月以降最初に到来するボーナス返済日から新金利でのご返済となります。

固定金利期間中の場合は、金利およびご返済額の変更はございません。

※詳細は、別紙「住宅ローンの金利変更ルール」をご参照ください。

(2) 消費性ローン（変動金利）

①マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、トリプル1プラス

2024年10月1日における基準金利の変更に伴い、2025年1月の約定返済日の翌日より改定後の新金利が適用され、2025年2月の約定返済から新金利でのご返済となります。

また、ボーナス返済については、2025年2月以降最初に到来するボーナス返済日から新金利でのご返済となります。

固定金利を選択の場合は、金利およびご返済額の変更はございません。

②マイカーローンプロパー型

2024年10月1日における基準金利の変更に伴い、2024年10月の約定返済日の翌日より改定後の新金利が適用され、2024年11月の約定返済から新金利でのご返済となります。

また、ボーナス返済については、2024年11月以降最初に到来するボーナス返済日から新金利でのご返済となります。

固定金利を選択の場合は、金利およびご返済額の変更はございません。

③カードローン、キャンパスプラン

2024年10月1日における基準金利の変更に伴い、2025年1月の約定返済日の翌日より改定後の新金利が適用され、2025年2月の約定返済から新金利でのご返済となります。

固定金利型のカードローンは、金利の変更はございません。

④資産形成ローン、財活ローン、ワイドローン

2024年10月1日における基準金利の変更に伴い、2024年12月の約定返済日の翌日より改定後の新金利が適用され、2025年1月の約定返済から新金利でのご返済となります。

金利が変更となるお借入については、金利変更日以降に新金利でのご返済予定表を郵送させていただきます。

ご不明な点につきましては、お取引いただいている営業店へお問合せください。

以上

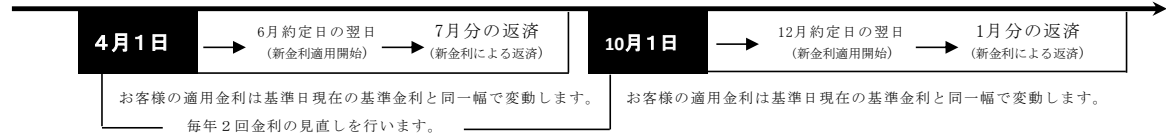
別紙

住宅ローンの金利変更ルール

1. 変動金利型住宅ローンの場合

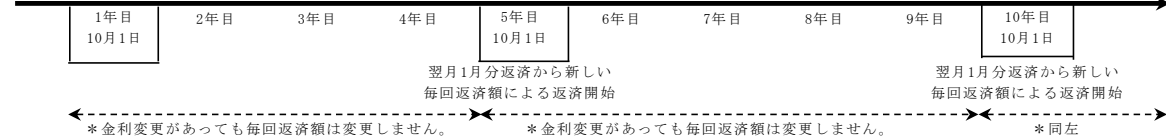
- (1) お客様の適用金利は、借入後銀行の「貸出最優遇金利（銀行の定める新長期プライムレート連動または短期プライムレート連動）」（以下「基準金利」といいます。）を基準として、今後基準金利の変動幅と同一幅で引上げられ、または引下げされます。（借入金利変更の基準日を4月1日および10月1日の年2回と定めます。）

●ご融資



- (2) 毎回返済額（毎月元利返済額および増額元利返済額）は借入後5回目の10月1日の基準日において新借入利率・残存借入期間などに基づいて新しい毎回返済額を定めます。ただし、新しい毎回返済額は変更前の毎回返済額の1.25倍を越えないものとします。その後、10月1日を基準とする借入金利の見直しを更に5回行うまではその間に借入金利の変更があっても毎回返済額は変更しません。（毎回返済額の変更は10月1日を基準日とし5年毎に行います。）

●ご融資

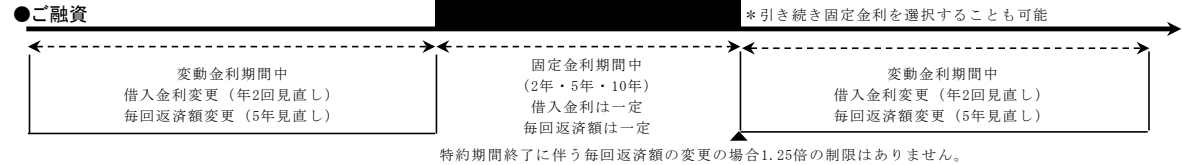


- (3) 未収利息の取扱いについて
- ① 利率の変更により、毎月の約定利息が所定の毎回の元利金返済額（前記(2)による変更後はその返済額）を超える場合、その超過額（以下「未収利息」といいます）の支払いは繰り延べるものとします。
 - ② 前項の未払い利息が発生した場合、未収利息は翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当の順序は、未払利息→約定利息→元金の順とします。以後の支払い及び半年ごとの増額返済部分についても、同様とします。
- (4) 最終返済額の取扱いについて
- 最終の返済額見直し以降、借入利率変更に伴い、最終期限に未収利息及び元金の一部が残存する場合には、最終期限に一括してお支払い頂くことになります。
- (5) 金利、返済額の変更に伴う通知方法について
- 金利、返済額の変更日以降に「ご返済予定表」を郵送により通知させていただきます。

2. 固定金利選択型住宅ローンの場合

- (1) 固定金利を選択された場合も「上記1. 変動金利型住宅ローンの場合」と同じルールで「金利変更（年2回見直し）」と「毎回返済額の変更（5年毎見直し）」を行います。
- (2) 固定金利を選択された場合は固定金利期間中（特約期間）の「借入金利」毎回返済額は変動しません。
- (3) 固定金利期間（特約期間）終了後の毎回返済額は特約期間終了後の翌日にその日における適用利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を定めます。（この時1.25倍の制限はありません）
- (4) 固定金利期間（特約期間）終了後、選択できる金利の種類は、その時の銀行が定める「変動金利」及び「固定金利」のいずれかになります。
- ① 特約期間終了日の10営業日前までに銀行所定の書面を差し入れることにより再度固定金利を選択できます。但し、期間内に申込がない場合は変動金利とします。
 - ② 特約期間終了日の翌日から最終返済日までの期間が2年に満たない場合は変動金利とします。
 - ③ 特約期間終了時に、元利金の返済が延滞している場合、又未収利息がある場合は固定金利の選択はできません。

(例)



- (5) 未収利息の取扱いについて
- (6) 最終返済額の取扱いについて
- (7) 金利、返済額の変更に伴う通知方法について
- 左記項目については、「1. 変動金利型住宅ローン」の場合に記載している(3)、(4)、(5)と同様の取扱いとなります。